

新制高等学校の制度理念と多様化政策

水 野 清

I はじめに

1 現代における高等学校の性格

後期中等教育機関には、高等学校と高等専門学校のほか、各種学校、専修学校、職業訓練機関などがある。しかし、本稿では、高等学校創立時の制度理念と、それがどのように変容して行ったかを問題とする。

現在、高等学校は6年の初等教育のあと、前期中等教育としての中学校3年を経て、その卒業生のほとんどが学ぶ教育機関となっている。周知のとおり、最初の新制中学入学者が高等学校に進学した昭和25(1950)年には進学率は42.5%にすぎなかったが、昭和29年には50.9%となつてはじめて50%を超えている。その後昭和30年~32年と進学率は停滞する⁽¹⁾。しかし、昭和35年には57.7%、昭和40年には70.7%、昭和45年には82.1%、昭和49年にはついに90%を超えて90.8%となり、昭和54年には94%に達した。

このような進学率の上昇は高等学校を内容的にもかえてしまった。

今日、佐々木亨もその著書『高校教育論』で指摘するように、高等学校というとき、旧制の高等学校を想像する者は国民のごく一部でしかなかった。しかし、現在の高等学校を、旧制中等学校の継承であると考える者の数は少ない。実は、発足時における学校制度からいえば、旧制度の青年学校も含まれる⁽²⁾。このことにも注意したい。

事実、新制度の高等学校は、希望するすべての者が進学できる学校であると

考えた。すなわち「中学校修了後更に学校教育を継続しようとする者全部を収容することを理想とする」ものであり、しかも「将来は授業料を徴収しないことが望ましい」(新学校制度実施準備の案内)と、全員入学、準義務制的性格を与えている。

当時の進学率からはいつ到達できるかわからないプランと思われたが、あるべき姿を示したものと考えてよいであろう。

高等学校が今日のように大衆の学校になることは、その意味では高等学校制度創設時の精神であるといつてよい。

なぜこのように高等学校への進学率が高くなってきたかについては、まず国民一人当りの平均所得の伸びと関係が深いという考えがある⁽³⁾。また、日本社会にある強い学歴志向の傾向が進学率を高めたという見解がある。また、「そのもっとも基本的な社会的要因は、日本の青年とくに農村青年の大半がきわめて急速に賃労働者化したことにあるとみるべきであろう」という指摘がある⁽⁴⁾。

筆者は、国民一人当りの平均所得の伸びと進学率の伸びが一致するからという理由で、それに原因を求めるべきでなく、高校へ進学しなければ十分な就職先をみつけることが出来ないという社会情勢の変化が進学率を高めてきたと考える。

なにはともあれ、このような進学率の上昇が高等学校を大衆の教育機関に変容した事実は否定できない。今日、高等学校が一部のエリートの学ぶ教育機関であると考える者はなくなった。

2 文部省の「高校全入運動批判」とその問題点

文部省は高校進学率が上昇して行くにつれ、当然生じてくる高校増設要求に対して、批判的であった。昭和37(1962)年4月に文部省は、「高等学校急増対策と『高校全入運動』の可否」というパンフレットを作成してその見解を明らかにした。また、同年6月の文部広報にも「『高校全入運動』について」という解説記事を記載して、高校全入運動を非難している。

これを検討してみよう。

これらの文書によれば、日教組の高校全入運動は、特殊なイデオロギーに立って、政治的闘争に大衆を動員するためのスローガンの一つとして選ばれたものという感じが強いときめつけている。そして、内容的にも『『高校全入』とは、どういうことかの定義さえ必ずしも明確でない。』といい、「わが国にとって望ましいかどうかという実際の、具体的な判断もない」といつている。文部省はそのあと、このような政治的底意のあるをうかがわせる推測は別にしても、教育施策としても賛成できないという。

その理由は「高等学校を義務制にしないというだけであって、実は、現在の中学校を延長したような高等学校を構想している」のであって、総合制であるからには、普通科以外の学科をもたなければならないことになって、「実際問題としてそんなに金がかかってしかも非能率的な構想は現実の施策になりえない」という。

また、全日制、定時制、通信制の課程があり、学科別には普通、職業があり、男女共学も別学もある等々さまざまであるといい、その中で、高等学校の設置者は、個々の生徒の「おのおの異なる特性、能力」や「異なる家庭の願いをになっている」から、それらの事情や、「地域の社会的、経済的状况を勘案」して特色ある高等学校を作ろうとしている。「こうして、進学希望者と設置者が選抜という手段を通じて相互調整しあって各校について入学者が決定される。したがって、各校では比較的と同質の生徒を対象として実体に即しつつ効果的に教育が行えるのである。」といい「これが実情である」、と日教組案が現状をふまえていない空論であると断言している（傍点、筆者）。

長くなるが、もう少し引用するならば、「教育の機会均等という考え方は、教育基本法第3条の示すように重要な原則であるが、しかし、それを日教組のように機械的に高等学校に適用することは、元来、教育基本法自体の趣意であるまい」といい、その理由として「同法同条は『その能力に応ずる教育を』と定めているからである」という。「一定の高等学校教育を受けるに足る適格者

を選んで、それに一定の内容を具備した教育を施す」ことが必要であり、これには注記があって「この一定の内容については、生徒の能力、適性、進路に応じて多様性のある内容が用意されている」とのべている。

さらに、現在（昭和37年）高等学校は希望する者を受け入れる機関でないから、もしそうするならば、高等学校の制度そのものを検討しなければならないことになるという。さらに高知県の例をあげ、高等学校全入が失敗であって「この一例をみても、高校全入運動がまともな運動でないことは明らかであろう」といっている。

この文部省の見解は、小川利夫がのべているように、「高校全入運動」に対する批判を公然と行っているだけではない。昭和22（1947）年～25（1950）年に出生した子供が、高校に進学する当面の「高等学校急増対策」に対して、文部省が教育条件整備が十分できないことを棚上げして、高校全員入学問題全国協議会（全入全協）を中心とする運動の出鼻をくじいたというだけでなく、高校「多様化」政策を積極的にすすめる意図を表明したものと⁽⁵⁾いえる。

また、多分に感情的な文章が多く、「全入全協」の反批判「全入運動に対する文部省見解の批判」の中でも指摘しているように、論旨に重複・混乱があるが、筆者は、かえって文部省の真意が露骨にあらわれているように思う。Ⅲ章であきらかにするように、文部省の多様化路線（というより、財界経済界の要望にもとづく人的能力開発）の思想に支えられた批判といってよい。それは、まさに新制高等学校創設時の理念に反するものである。

したがって、この論争は、単に高校進学者急増期における文部省対「全入全協」（文部省は日教組の政治運動ときめつけているが）の対立であっただけでなく、すぐれて現代的な問題といえることができる。

文部省は日教組がいう「高校全入」がよくわからないといいながらも、それは日教組が運動方針として、全員入学確立の本質的意義は、『高校三原則』の堅持をかかげているとして、注を用いて、この三原則についても批判している。まず総合制については、戦後占領軍によって推進されたものであるが、農

工、水産については単独制がよいとし、商業、家庭については単独制、総合制のいずれでもよいという。小学区制については、「生徒の学校選択の自由を制限する点から」問題があるが、学区の制限をしなければ学校格差が生ずるので中学区制が適当であるという。男女共学についてもすべての学校が共学制をとる必要がないと説明している。⁽⁶⁾

まことに現実的な発想である。なぜ高校三原則でなければいけないかという新制高等学校の理念についての検討がまったく欠落している。

注(1) 佐々木亨『高校教育論』（大月書店）54ページ。昭和30・31・32年と高校進学率が停滞したのは、高校進学者の実数はむしろ増加したが、中学校卒業者の絶対数が激増したにもかかわらず、高校増設が追いつかず、収容できなかったためである。

(2) 山内太郎編『戦後日本の教育改革』5「学校制度」（東京大学出版会）344、345ページ。米国教育使節団報告書と日本側委員会案とでは青年学校の存廃をめぐる若干の相違があった。日本側委員は高等学校と青年学校の併立を考えた。しかし、最終的には、青年学校は新制高等学校に含まれることになった。

(3) 『文部広報』第360号（昭和38年6月23日・7月3日）「後期中等教育の実態」。

(4) 『日本教育論争史録』第3巻（第一法規）103ページ。

(5) 同上、100ページ。

(6) ここに引用した文部省の見解は、上記『日本教育論争史録』第3巻に記載のものおよび『文部広報』第335号（昭和37年6月13・23日）を利用。

Ⅱ 職業高校（職業科をもつ高校）の問題

1 学校教育法と高校における職業教育

高等学校は、学校教育法によれば、「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施す」ことを目的としている（第41条）教育機関である。専門教育と職業教育とは同意語ではない。現在、高等学校には英語科や理数科などを設けている学校があるが、この科がめざすものは、その種の専門教育を施すことであろうが、職業教育とはいえないものである。もっとも、高等学校における職業教育が欧米の職業教育にくらべ異質な

ものであるとの指摘がある⁽¹⁾。

すなわち、現在、高等学校にはそれぞれ工業、商業、農業、水産などの学科があっても、その教育課程の内容には普通教育の内容がかなり含まれている。

商業を例にとつていえば、週32時間の授業を行う（1学年32単位）として卒業までに96単位修得する場合でも、専門科目（商業に関する科目）が45単位を超えることはまれである。50単位以上は普通教育を行うことになる。工業、農業、水産などでは、商業よりは専門科目が多くなっているが、修得単位の半数を超えることはない。昭和18（1943）年の中学校令以前は、実業学校は法規上、中等学校ではなく（現実には旧制中学校と同じように扱われることが多かったが）、その教育内容も旧制中学校と異なって、特に規定がなく、職業に関する教科目を多くしたり、実験実習を多くすることが可能であった。それでも、そのための授業時数が全体の半数を超えることはなかった（修業年限の短い乙種のものでは、実験実習等の職業科目の時間数が多かったが）。欧米の職業教育といえば、ある特定の職業に対応するものであるから、職業教育といえば、対応する職業に関するものと考えられ、限定されたものとなる。したがって、その中で普通教育は行われぬか、行われてもきわめてわずかである。

これは、欧米と日本の労働慣行の相違にあると考えられる。そして、次章でとりあげる多様化の問題に深くかかわっているが、ここでは、それを指摘するにとどめたい。次に重要なことは、昭和23（1948）年4月に発足した新制度の高等学校は、先述のように、その目的として、普通教育および専門教育を行う機関として規定された。上級学校につなぐ中継的な準備教育としての旧制の中学校（高等女学校）と、職業を準備する機関としての実業学校が総合されて、単一の新制高等学校として出発したことに留意したい。

また、「はじめに」で指摘したように、旧制度の大衆教育機関である青年学校も含んでいたといつてよい。この年齢の者に対する教育機関としては、きわめて幅広い範囲を包摂した総合的なものであった。

新制度の高等学校発足に際しては、旧制の中学校、高等女学校、実業学校の

校舎が使われる場合が多かったが、そのままそれが旧制の学校のもつ性格をひきつぐのではなく、新しい理念のもとに発足することが期待された。新制度発足直後に行われた統廃合は、その動きの一環であった。

商業科についていえば、のちにあらためて問題とするが、戦時中の臨時措置によって当時の商業学校は女子商業または工業への転換を強制され、昭和19(1944)年にはその数はわずか男子商業学校48校、女子商業学校53校であったが、第2次大戦終結にともなって工業学校などに転換していたものの中には商業学校にもどるものがあり、その数が増加した。昭和22年10月には男子商業学校336校、女子商業学校182校となった。昭和23年4月にこの中から296校が新制高校となった。しかし、高等学校の統廃合によって単独制の商業高校は大幅に減少し、71校になった。それに対して、総合制の高等学校が増加したのであるが、普通科の他に設けた科目としては商業科が圧倒的に多く、『産業教育90年史』の中でべている「予期しなかった大きな困難に遭遇した」という指摘は疑問に思われる。⁽²⁾

工業、農業、水産業についても、同じように総合制高校の中に含まれるものが多かった。また、特色があるのは単位制度をとったことである。普通科と職業科のある学校では、自由な選択制をとることによって、まさに学校教育法第41条にいう高等普通教育および専門教育をすることが可能になったのである。

基礎的な共通科目として必修教科（科目と単位数）をきめておき、あとは学ぶ者が自分の専攻によって選択して行くという単位制度は、入学時には普通科か職業科をきめないで入学し、卒業時までには修得する単位によってどの科を卒業したかを決定するという方法すら考えられる。現実には、施設、設備、教員定数の問題があって、このようなことはほとんど不可能であったが、少なくとも、一つの高等学校の中に、普通科と普通科以外の学科をいくつかもっていて、いまあげた条件さえ満たされれば可能な筈である。

ところが、発足して間もなくはじまった単独制への復帰運動が、昭和25(1950)年から急速に進むこととなった。

その理由を考えてみると、総合制においては普通科偏重・職業科軽視の傾向があつて、職業教育の不振・沈滞をもたらすことがあげられている。わずかな(当時20%程度の)進学希望者以外の多くの者は職業教育をうけることをのぞんでおり、職業教育を行うについては単独制の方が好都合であることをあげている。

また、産業教育振興法が昭和26(1951)年6月に制定公布されたことも、大きな意味をもっている。この法律は職業教育の充実振興を目的としており、そのために施設設備の充実について国庫補助を行うことを含んでいたが、その施設設備基準は、下記の表1のように、6学級規模までと、7学級以上では、大きな差がみられる。総合制における商業科で7学級以上を有するところはきわめてまれであるから、あきらかに単独制有利の規定であることは多言を要しないであらう。

表1 施設設備基準

学 級 数	施 設	設 備 金 額
1～3学級	1室 30坪	677,000円
4～6 "	1 " 40 "	1,256,000 "
7～12 "	7 " 198 "	2,608,400 "
13～18 "	8 " 248 "	4,772,300 "
19学級以上	8 " 252 "	5,106,300 "

このようにして総合制で、しかも単位制度による選択制を大幅にとり入れるべく出発した商業高校は、職業科の独立、すなわち単独化により成立時の理念がゆがめられて行った。

2 職業高校(職業科)の現状と展望

次に注目すべきことは、高等学校における職業教育の位置づけと、入学してくる生徒の変化である。職業科に進学する生徒は、昭和30(1955)年においては40.1%、昭和35年には41.5%、昭和40年40.3%、昭和45年41.1%、とほぼ普通科60%、職業科40%であったが、昭和48年度からは減少して行く。職業科

の生徒の全体に対する比率は昭和48年度38.9%、昭和50年度36.3%、昭和52年度33.9%、昭和54年度32.0%と年を追って減少して行く。それは、表2で明らかのように、普通科の生徒数は昭和45年度以降増加して行くのに対して、職業科では漸減しているからである。商業科についていえば、昭和40年度の16.9%をピークに、昭和50年度14.5%、昭和54年度12.8%となっている。昭和40年度には85万人が商業科に在籍していたが、現在は57万人になっている。

これは、公立の新設校がほとんど普通高校になり、私立の職業高校も校名を変更して職業科の募集人員を減少して普通科を創設し、その分それにふりかえたからである。量的に職業科に学ぶ生徒の比率が減少しただけでなく、その質にも変化があった。

高等学校への進学率が高まったことによって質的な変化が生じたと中教審は指摘しているが、そのいわゆる「質」の変化をまともにこうむっているのが職業高校（職業科）である。もちろん普通高校（普通科）にも問題はあるが、現在、低学力や非行の問題の多くが職業高校（職業科）に集中的にあらわれている。さらに、それが拡大された形で定時制にあらわれている。

現在、職業高校がかかえている教育上の困難点は、

- (1) 入学してくる生徒の学力がさがっていること、
- (2) 学習に対する意欲が低いこと、
- (3) 学校および授業に興味を失ない、非行を行ったり、退学するものが増加していること、

があげられる。

それでは、なぜこのような問題が生じたか検討してみよう。

中学から高校に進学するに際して、生徒の希望とは別に、中学校における学習成績（5段階で示される）や、業者の行方テストによってきめられる場合が多い。普通科への進学を希望していても、成績によって職業科にふり当てられるのである。これについて、文部省が昭和47（1972）年に発表（調査は46年）した「中学校および高等学校、進路指導に関する調査結果」を参考にしたい。中学

表2 学 科 別

年 度	生 徒 数 合 計	比 率 (%)	普 通 科		職 業 教 育		
			普 通	比 率 (%)	農 業	工 業	商 業
昭30年	2,571,615	100.0	1,538,093	59.8	201,772	237,328	366,928
35	3,225,945	100.0	1,880,826	58.3	215,630	323,520	532,360
40	5,065,657	100.0	3,013,235	59.5	263,869	624,105	857,379
45	4,222,840	100.0	2,468,302	58.4	222,737	565,508	691,883
48	4,192,483	100.0	2,533,720	60.4	202,913	531,180	648,046
49	4,263,854	100.0	2,629,907	61.7	199,613	521,330	638,304
50	4,327,089	100.0	2,725,759	62.9	196,079	508,818	625,599
51	4,380,301	100.0	2,814,274	64.3	193,374	494,682	611,886
52	4,375,522	100.0	3,860,875	65.4	188,261	479,340	590,151
53	4,409,277	100.0	2,925,667	66.4	182,356	473,650	579,728
54	4,479,343	100.0	3,016,232	67.3	177,323	470,921	573,128

文部省『文部統計要覧』昭和55年度版より作成。

校卒業後の希望進路としては、全体の92.6%が進学を希望しているが、学校、学科の志願状況では、図1(86ページ)のようになる。

この調査によれば、普通科では、はじめからその学科を志望した者が男女とも50%を超えているが、職業科では女子の農業科24%を最低に、いずれも50%より低くなっている。

商業科では男子の場合はじめから希望しているものは30%にすぎない。調査ではなぜ不本意ながら現在の学科を選んだかの理由を明らかにしていないが、そのほとんどが学校の成績やテストによって選別されているといえるだろう。

日本教育学会第34回大会(1975年)のシンポジウムで、次のような発言があった。教育課程改訂問題を討議する中で職業高校に関して

細谷俊夫(白梅短大) ……いま職業科は少し大きさにいえば死活の岐路に立っているという感じがします。高校進学といっても、大多数の人は普通科のほうへ進学を希望するわけで、職業科のほうは漸次減少をしているというのは非常に明らかな事実であり、……

小島昌夫(両国高校) 職業課程の問題について二つ触れたいと思います。一つは、

新制高等学校の制度理念と多様化政策（水野）

生徒数

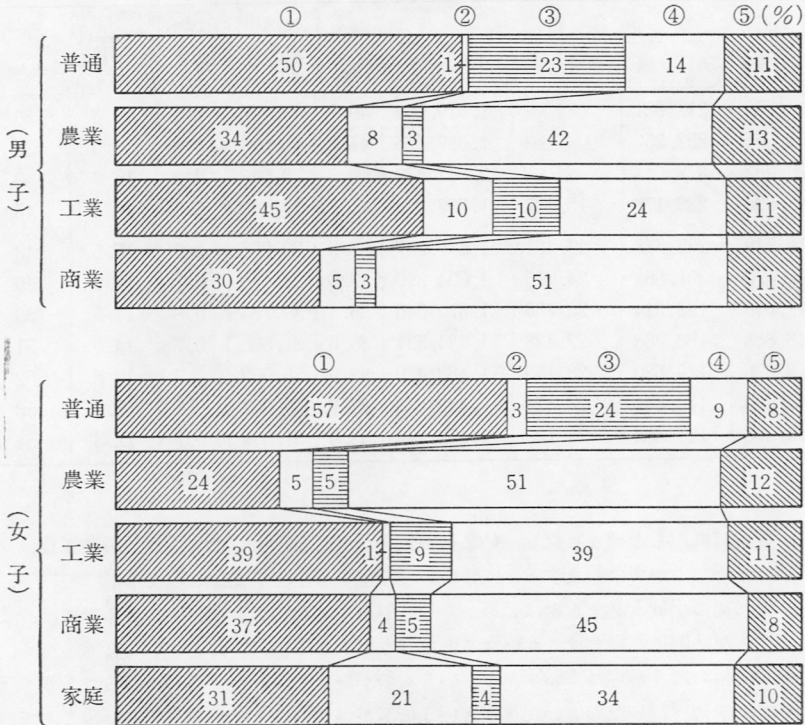
を主とする学科					その他専門教育の学科		商業科生徒の全体に対する比率(%)	年度
水産	家庭	厚生	小計	比率(%)	その他 の学科	比率(%)		
11,755	211,981	…	1,029,764	40.1	3,758	0.1	14.3	昭30年
15,265	252,350	…	1,339,125	41.5	5,994	0.2	16.5	35
20,082	277,044	…	2,042,479	40.3	9,943	0.2	16.9	40
18,905	220,178	15,837	1,735,048	41.1	19,490	0.5	16.4	45
19,419	206,578	22,421	1,630,557	38.9	28,206	0.7	15.5	48
19,172	201,864	24,016	1,604,299	37.6	29,648	0.7	15.0	49
19,000	195,314	25,736	1,570,546	36.3	30,784	0.8	14.5	50
18,883	188,268	27,428	1,534,521	35.0	31,506	0.7	14.0	51
18,198	179,580	28,155	1,483,470	33.9	30,962	0.7	13.5	52
17,840	170,845	28,324	1,452,843	32.9	30,867	0.7	13.1	53
18,008	164,282	28,130	1,452,843	32.0	31,319	0.7	12.8	54

一番最初に申し上げましたし、いま細谷先生からもありましたように、職業課程、東京の場合なんかでいいますと、はじめから希望する生徒がご存じのように二割以下、その二割の生徒も必ずしもはじめからそう思っていたかどうか、それから逆には、よく知らない間に、自分はこのことを好きだから工業科へ行きたいと言っても、親や先生のほうからは、いや、そういうものが好きだったら普通科へ行って大学へ行って工学部へ行ったらいいだろうという指導が当然のことながらあるということで、だいたい学年が進んでくると、ああ、職業科は普通科へ入れないのが行くだな、何点ぐらいのが行くだな、それじゃちょっと悪いからやめようというぐあいになっちゃっている。そういう問題が一つあります⁽³⁾。

なぜ高校への進学に際して普通科への希望が集中するかについては、次のような原因が指摘される。

- (1) 中学卒より高校卒が、高校卒より大学卒が、子供の将来にとって有利であるという考え方があること。
- (2) 職業科からの大学進学が困難であること（袋小路になっていること）。したがって、大学への進学が可能な普通科を選ぶこと。
- (3) 職業教育を一段と低くみる傾向があること（教義主義的な考え方が強く、普

図1 学校・学科の志望状況（高等学校生徒）



(注) ①は、はじめから現在の学校の学科にはいりたかった。
 ②は、ほんとは現在の学校の別な学科にはいりたかった。
 ③は、ほんとは別の学校の現在と同じ学科にはいりたかった。
 ④は、ほんとは別の学校の別の学科にはいりたかった。
 ⑤は、特にはいりたい学校はなく、どの学校でもよかった。

『文部広報』第562号（昭和47年12月13日）。

通教育=教養と考え、職業についての教育を一段低いものと考え、卑しむ傾向がある。

このような現実には、ある意味においては、学校教育法第41条・第42条の趣旨を生かすならば「新制高等学校の生徒はすべて職業科の生徒である」とすらいわれた理念とは遠くかけはなれて、その片りんをうかがうこともできないようになってきている。

- 注(1) 佐々木享『高校教育論』（大月書店）194ページ。
注(2) 文部省『産業教育90年史』（東洋館出版社）329ページ。
注(3) 日本教育学会編『日本の教育を考える』（毎日新聞社）44, 45ページ。引用のあと、職業高校をなんとかしなければいけないと考える場合、一つはより各種学校のなものをもっとがっちりやることによって一定の生徒を確保できるであろうという考えと、より新しいものを作って行かなければならぬだろうという考えの両方が組織（職場、または組合）の中にはほぼ半分ぐらいの割合であると発言していることにも注意したい。

Ⅲ 高等学校における多様化の問題

1 多様化の論理

「多様化」という現代の教育界においてきわめて重要な意義をもつ用語も、一般的には、あいまいな定義しか与えられていない。ちなみに、『広辞苑』でこの言葉をひいてみると、多様とは「いろいろのありさま、種々雑多」と書いているだけである。

これでは、まったくこの現代の用語について何もわからない。すでに、本稿「はじめに」で明らかにしたように、多様化は、能力、適性、進路希望等のちがいに応じて異なる教育を用意することを意味している。

たとえば、昭和56年1月28日の『朝日新聞』の朝刊に次の記事があった。「魅力ある職業教育を、多様化への対応を諮問——文相」とあり、高校進学率が94%を超えている現状から「文相はとりあえず、高校での職業教育を抜本的に見直すこと」になり「理産審」に諮問したとあり、その内容は下記のようになっている。

- ① 高学歴化の進行や経済社会の変化に対応した職業高校のあり方
- ② 普通科における職業教育の拡充
- ③ 専修学校や職業訓練機関との連携

この新聞記事でも明らかにされているように、多様化といえは、それは「職業教育の多様化」を意味しているといつて過言でない。普通科でも理数科をも

うけたり文系、理系、等の類型をもうけたりしていることは、多様化といえるが、現在その焦点になっているのは職業教育についてである。

多様化の考えの基本になっているのは、能力主義の思想である。

昭和38(1963)年1月14日に経済審議会より『人的能力政策に関する答申』が出された。この答申の基本的な考え方は、高等および中等教育は戦前一部の者の教育機関であったが、現在では「国民の大部分を対象にするものになりつつある」し、年功序列型の労働契約もくずれつつあると考える。これらのことから「教育においても、社会においても、能力主義を徹底するということである。教育についていえば、戦後の教育改革は、教育の機会均等と国民一般の教育水準の向上については画期的な改善がみられたが、反面において画一化のきらいがあり、多様な人間の能力や適性を観察発見し、これを系統的効率的に伸長するという面においては問題が少なくない」という。

そこで、能力によって一部のハイタレント（主導的な役割を果し、経済発展をリードする役割をもつ者）を養成する必要がある、中等教育の改善に関して「全日制高校については、産業界の需要の変化と進学者の増加による供給側の条件の変化に即応した改善が必要である」とし、

- (1) 普通課程（普通科）では、基礎的で平易な一般向きのA類型において技術革新にふさわしい実戦的な職業科目の履習を促進させる
- (2) 職業課程（職業科）では、工業高校の拡大、とくに機械、電気、化学に関する学科の拡充が必要である
- (3) 実習を多くした教育が行なえるようにする
- (4) 工業高校における実習の適当な部分は、企業の現場で行なうような方法を推進する
- (5) 農業高校でも、機械化に対応できる教育とする
- (6) 定時制高校については、できるだけ昼間通学に移行することが望ましい
- (7) 高校に進学しなかった青少年については、一週間のうち何日かの昼間通学と、現場での実技を併用する多様な方法を考える

等々の具体案を提示している。ここには、先述のハイタレントをはじめ、上級技術者、中級技術者、下級技術者、技能者等に区分し、その人材養成の場として学校をとらえ、需給計画を立てる「マンパワー」政策がかかげられていることがわかる。工業高校卒業生は、ここでは下級技術者として位置づけられている。また、産学協同の考えが出されていることに留意したい。徹底した能力主義の考え方は、中学、高校でも専任のカウンセラーを⁽¹⁾おいて能力の観察と進路指導の強化をはかること、能力のある者には飛び級ができるように考えるなど、いくつかの提案をしている。

昭和40（1965）年2月、日経連教育特別委員会は『後期中等教育に対する要望』を発表し、その中で次のような意見をのべている。

- (1) 現在の高校では画一的な教育が行なわれている
- (2) 技能に対する社会的軽視の風潮から知識教育が中心で、技能教育が一段低くみられている
これを克服するには、
 - (1) 高等学校に工、商、農等の他に技能学科をもうける
 - (2) コースの多様化をはかり、多様な社会的要請および生徒の個人差に即した適切な教育を行なう
 - (3) 一定レベル以上の企業内訓練施設を技能高等学校とする。

以上の財界の教育要求をまとめると、「後期中等教育としての高等学校には、進学率が高まった結果、多様な「能力適性」をもった生徒が入学するようになった。それに対応できるような教育が必要であるが、いままではきわめて画一的な教育しか行われていない。また、それではこのめまぐるしく変化する社会の情勢にも対応できない。そこで、能力による選別、進路指導を行い、より細分化されたコース（類型、小学科）をもうけてその需要を勘案して供給計画をたてる必要がある」という考え方になる。当然選別が必要であり、この段階において、高度に発達した資本主義社会での階層的また職能的分担を固定化させることをねらったものといえる。新制度発足時における平等主義の考えは影をひ

そめ、高等学校としては、形式的には同一であっても、実質的には大きな差のあるいくつかのコースが設けられることになり、複線型教育体制が作られることになる。

2 高等学校商業科における多様化

工業科、農業科、等では、実業学校といわれる時から、機械、電気、建築、化学等、工業に関する小学科、農芸、林産、園芸等、農業に関する小学科に分かれている。しかし、商業科に関しては長い間、商業科一本だけであった。

このような商業科のあり方に対して、職業科の中でもっとも在籍生徒数が多い商業科が一本であるのは望ましくない、という考えが生まれてきた。

昭和31(1956)年に改訂、同年の第1学年から実施された教育課程では、商業科目が14科目から20科目に増加した。「商業経済」科目や「簿記会計」科目が内容からいくつかの科目に分かれたところに特徴があるが、科目数がふえたことによって、選択の幅がひろがるとともに、選択を履習する生徒をそれぞれまとめてクラス編成をする考えがあらわれてきた。これがコース制とか類型制とかいわれるものである。

文部省は、商業科をそれぞれその目的によって、全日制では

普通商業・自営・経営・販売・貿易・金融・経理・一般事務・工場事務・
計算事務・文書事務

の11の類型、定時制ではとくにもうけず普通商業1本とすることをこの改訂にともなって例示した。

しかし、この段階では、その例示そのものがきわめて漠然としていることもあって、各学校でそのような多様な類型が採用されることはなかった。

昭和35(1960)年の教育課程の改訂(昭和38年第1学年より実施)では科目数はかわらず、「統計調査」が「統計実務」にかわったり、各科目の目標・内容・指導上の留意点についての若干の修正があった程度であるが、前年に発表された中央産業教育審議会の建議を全面的にとり入れて、教育課程の編成例をしめ

したところに特色がある。

すなわち、全日制ではA～Eの5類型をつくった。内容上、

A（総務） B（経理） C（販売） D（文書事務） E（女子事務）

と解釈できる。定時制では一般的な商業類型が示されていた。

すでに先取りして、類型制またはコース制を実施している学校も全国的にあったが、文部省が昭和38年度よりの実施をめざして講習会などをひらいたから、各地でこの類型制を採用する学校が生まれた。

この状況を愛知県の場合についてみると、次のようになる。

昭和26（1951）年に単独商業高校になった愛知商業高校では、貿易科をもうけていたが、昭和35年からは、愛知、一宮、岡崎、半田の4単独商業高校に経営管理科を、豊橋商業高校に貿易科を設置した。これらは商業科における女子生徒の増加の中で優秀な男子を確保するためであったといわれる（いずれも、意図どおりには進まず、数年で実質的には消滅した）。

これに対して、昭和38年度からの改訂にともない、「県立8商高のうち7校が何らかの形で類型制を採用した。このうち、35年新設の緑丘商、38年新設の中川商の2校が事務・販売・経理の3類型による比較的“素性の正しい”類型制を採用したが、愛知・一宮・岡崎・半田・豊橋という“老舗校”では、県教委の強い指導にもかかわらず、多少の差異はあれいづれも内容のかなりあいまいなA・B・C類型を設けたにすぎなかった」と報告されている⁽²⁾。

類型制採用にあたっては文部省＝県教委の強力な指導と、それに対して「類型は新たな差別と選別を生む」という理由から反対する教員組合との間に軋轢があったが、結果的には、上記の報告のように多くの学校で実施されることになった。

高校における商業教育振興のためには、なんらかの特技を身につけた者、すなわち特殊な技能をもった者を養成する必要があるという考えがある。文部省教科調査官・大埜隆治は、昭和39（1964）年に著した『高等学校商業教育論』においてわざわざ一つの編「高校商業科の教育はなぜ必要であるか」をもうけて、

高校においては商業教育は不必要であるという意見があるがと前置きして、詳細に不必要論に対しての反論をのせている。これについては別の稿で検討するが、高校商業教育については特別なことは必要でなく普通科目の教育と若干の商業科目の履習で間に合うのではないかという考えがあり、これに対して、かねてからどうしても商業科の特色を出さなければいけないという専門教育強化の考えが商業教育担当者間にあった。それが類型制やこれから論及する小学科制推進に発展していったことにも留意したい。

類型制推進の思想的基盤は、前節で紹介した中教審の能力主義と共通することは明らかである。多様な生徒に対して、画一的教育を行うのは非能率であり得策でないという考え方である。生徒の能力が多様であるばかりでなく、その興味、関心もさまざまであり、しかも社会情勢も変化しているから、それに応ずる教育が必要であるという。

『中央産業教育審議会建議』（昭和34年10月）を読むと、商業教育の目標を次のように定めている。

「高等学校における商業教育の目標は、流通経済を担当する産業分類としての商業に従事する者を養成するにとどまらず、広く経営管理に関する職務を担当する者を養成することにある。」

とし、近年経営、販売等の業務も複雑化し事務機械も採用されるようになったので、一つはそれに対応できるようにすることが必要であるし、

「高等学校の商業教育においては、その卒業生に対する社会的必要および生徒の発達段階からみて、経営管理における事務的あるいは書記的な職務および販売的な職務の担当者の養成に重点をおくことが適当である。」

と規定している。高校商業科卒業生の職務内容をかなり明確に記述しているといつてよいだろう。かつて旧制の商業学校の教育目標が自営商人であったことと比較すると、その変化が明らかである。

卒業後生徒が担当する業務は「さまざまに分化されていく傾向にあるので、具体的に設定することが必要である」として五つの類型⁽³⁾を示している。

教育課程の改訂にあたり、この建議がとり入れられたのである。商業科に学ぶ生徒数は、昭和40（1965）年には85万人余で、昭和30年の2.3倍に達した。昭和38年には、男女の比率が49：51となり、女子の生徒が過半数を超えた。その後も女子の増加の勢いはやまず、総数においても商業科の生徒が昭和40年をピークに減ずる中で、商業科は男子が30%を占めるにすぎないようになった。

これは、男子が普通科を経て大学進学をめざすようになったこと（商業高校からの進学が困難であり、事実上の複線型になったこと）と、高卒女子労働の変化、逆にいえば、高卒の資格がなければ就職できないという事情の変化によるものと考えられる。それに対して、男子だけの類型を作って男子の確保をはかったり、女子むけの類型を作ったりする動きが各県でみられた。このような中で、文部省は、次の理由で、昭和41年10月に理科教育および産業教育審議会（理産審）に高等学校における職業教育等の多様化について諮問した。すなわち、最近の技術革新と産業経済の発展は「新しい職業分野の拡大等をもたらしている」、それにともない「多様な人材の育成を期待する方向に進みつつある」と。しかし、高校への進学者が増加していることと、女子の占める割合が多くなってきたことから、普通科、職業科とも学科のあり方について、教科内容・方法等の両面から再検討を加えることを中教審から指摘されているから、「高等学校における職業教育について検討を行ない、新しい種類の学科の設置等により、これを多様化することがきわめて必要である⁽⁴⁾と考える」（傍点、筆者）と。

以上をうけて、昭和42年8月に第1回の答申が出された。ここで、従来の商業科以外に、いわゆる小学科として事務科、経理科、営業科（または販売科）、貿易科、秘書科をもうけ、また、家庭に関する学科の中に商業家庭科をもうけることを答申している⁽⁵⁾。

また、これらの小学科のために、「事務」「事務機械」「事務管理」「事務実践」など15科目の新設が答申された。

このようにして多様化はエスカレートして行く。

昭和44（1969）年12月には、同じく「理産審」は「高等学校における情報処理

教育の推進について」という建議を行い、情報処理教育の推進をはかるために、「電子計算機一般」「プログラミングⅠ」「プログラミングⅡ」「経営数学」の科目をもうけること、この教育を推進するための小学科として情報処理科をもうけること、を提唱している。そのためには教員の確保や現職教育が必要であるが、施設設備も必要となってくる。表3のように情報処理科がもうけられれば、他の小学科の4倍に近い国庫補助が与えられることとなった。

表3 情報処理科の特別扱い

学科の種類	施設	設備金額
事務科	4室 570m ²	11,980,000円
経理科	3〃 510〃	11,994,500〃
営業科	5〃 910〃	10,991,000〃
貿易科	5〃 865〃	11,985,000〃
秘書科	4〃 510〃	11,604,000〃
情報処理科	4〃 585〃	42,724,000〃

バスに乗りおくれまいとする意識、ここで商業科の地盤沈下をくい止めようとするまきかえし策、情報処理科をもうけることによって補助金を獲得しようというねらい等、さまざまな思惑がからんで、全国的におもな商業高校にこの小学科をもうける傾向がでてきた。

昭和45（1970）年の教育課程の改訂（昭和48年より学年進行で実施）では、商業科目が20科目から36科目に大幅にふえ、「小学科」に見合うよう科目群が再構成された。

当時の文部省教科調査官・雲英道夫は、「商業教育の各分野の専門性を強化するため、経理科、事務科、情報処理科、秘書科、営業科および貿易科を設けることとし、これに関連する科目の整備を図った」（傍点、筆者）といい、また事務の機械化にともない事務機械教育「特に情報処理教育を大きく推進する」ことをねらいとして教育課程の改訂を行ったと解説している⁽⁶⁾。

これは、前年9月に発表された教育課程審議会の「高等学校教育課程の改善について」（答申）の趣旨をうけたものである。

新制高等学校の制度理念と多様化政策（水野）

この改訂によって、学習指導要領に掲げられている（小）学科は次のように増加した。

農業	現行	9	(小)学科より	1	(小)学科増加	10	(小)学科
工業	〃	17	〃	5	〃	22	〃
商業	〃	1	〃	6	〃	7	〃
水産	〃	7	〃	1	〃	8	〃
家庭	〃	4	〃	1	〃	5	〃
看護	〃	0	〃	1	〃	1	〃

すでに、この改訂までに多様化の先取りがあつて、文部省の調査によると、昭和43年度中に全国の公私立全日制高校で新設された学科は98種類、269学科⁽⁷⁾であつたという。

表4 岐阜県における小学科設置状況（昭和46年度）

学校名	設置年度	学科名	学級数	学校名	設置年度	学科名	学級数
中津商	44	経営	2	高山	45	経営	1
	〃	経理	2		〃	事務	2
	〃	事務	2	土岐商	創立年度	商業	4
市立岐阜商	44	経営	2		46	事務管理	2
	〃	経理	1	岐女商	創立年度	商業	2
	〃	事務機械	1		46	経理	1
県立岐阜商	45	営業	2		〃	事務	1
	〃	経理	4	〃	秘書	1	
	〃	事務	3	養老商	46	経理	2
	46	情報処理	1		〃	事務	1
〃					秘書	1	
大垣商	45	経営	2	計10		44年(6)	53
	〃	経理	4			45年(12)	
	〃	事務	3			46年(8)	
明智商	創立年度	商業	2				
	45						
加茂	45	営業	1				
	〃	経理	1				
	〃	事務	1				

『国民のための商業教育』臨時増刊号（昭和47年3月）より転載。

表 5 岐阜県における小学科履習単位数の例

小学科名	コース名	性別	普通科目	商業科目	備考
営業科	経営	男	55	44	
	販売	男	〃	〃	
経理科	経理一般	男	72	27	進学コース
	財務管理	男女	55	44	
	経理実務	女	59	40	
情報処理科		男	55	44	
事務科	総務Ⅰ	女	71	28	進学コース
	総務Ⅱ	女	59	40	
	事務機械	女	61	38	

小学科への移行が静岡県とともに多かった岐阜県の場合をみると前ページ表4のようになる。

また、その履習単位数は表5のようになった。

商業科目の単位数は、営業科、情報処理科の45単位から、経理一般進学コースの27単位まであって、かなり幅の広いものになっている。

このように多様化が進んだのは、財界（資本）——文部省——教育委員会という上からの推進によるところが大きいが、高校の職場での取り組みが類型制や小学科制反対の組合運動にもかかわらず、十分な成果をあげることができなかつたことにもある。それだけではない。先に述べたように、小学科を推進することによって、職業科の地盤沈下をくいとめることができるという考えが根強くあったことにも留意したい。

3 多様化の問題点

後期中等教育を多様化して行く政策は、前節までに説明したように、まず高校三原則を否定することから出発している。戦後の教育民主化の基本の一つである新制高等学校の成立理念を否定し、能力によって選別する教育政策を強引におしすすめようとしている。財界（資本）の要求、すなわち、人的資源の確

保政策（マンパワー・ポリシー）の忠実な具現化である。

昭和26（1951）年の産業教育振興法成立を契機に、職業科の独立（単独化）の動きが強くなって総合制の原則が崩れて行った。（小）学区制が全県を一つとするような大学区制に変容して行く。

愛知県の場合、昭和31（1956）年に普通科を対象とする全県43の小学区を改め、尾張部と三河部の二つの学区（事実上の大学区）にした。このときの県教委のあげた理由は、大学区にすれば希望する学校に行けるようになる、これが機会均等であり生徒も希望をもち教師もはげむようになる、⁽⁸⁾ といっている。ここには、はっきりと競争原理にもとづく選抜の思想があり、能力主義の理論がある。大学区制で、しかも単独選抜をするようになれば、自ら一流校、二流校、三流校という学校格差が生ずる。

また、大学進学に有利な普通科への進学希望者が増加するにつれて、普通科と職業科との間に大きな差が認められ、俗にいう普・工・商・農、または普・商・工・農といわれるランキングができた。職業科の中に類型制をもうけたり、さらにそれを強化した小学科を多くもうけたりすることは、この学校格差を同じ学校の中でさらに拡大することになる。

小学科の中には、はっきりと初級技術者や技能者の養成をめざすものがあり、そのため希望ではなく成績によって輪切りにされて進学する者があり、職業高校（職業科）がもつ低学力、学習意欲の欠如、非行傾向が集約的にあらわれる。佐々木享は、低学力問題について「できない子」ばかりが第X流校や職業高校、またその中の特有の学科に集まるのは「それらの学校あるいは学科特有の問題であるかのような錯覚に落込んでしまうおそれがある」が、実は、問題は「本質的には今日の教育全般にわたる問題である」と指摘する。⁽⁹⁾

たしかに、成績の悪い子ばかりが送られてくることに対する高校教師側からのぼやきとして発想される場合がある。その意味でこの指摘は当を得ていると思う。しかし、能力主義にもとづく差別的選抜が行われる限り、多様化は、ごく一部のハイタレントから、上級、中級、下級の技術者および技能者に子供を

進学時にふりわけると、すなわち“輪切りする”役割を果していることは否定できない。

また、企業との連携による技能者養成にも問題がある。昭和38(1963)年に発足した神奈川県立技術高校は、定時制高校と職業訓練所との「連携教育」であったが、それは、高校教育とはいえないような教育内容であり、10年たった昭和48(1973)年には全日制の工業技術高校へ変身したり廃校になってしまったのも、多様化のゆきづまりを意味している。⁽¹⁰⁾

次に、日本における労働慣行、すなわち雇用契約時に職務内容が欧米のように限定されていないということ、たとえば、商業科からの就職についても、どこの会社の労働条件(この場合、賃金、労働時間、休日、保養施設の有無を指す)がよいか話し合われても、その職務内容について問題になることはまずない。求人者の区分もせいぜい事務であるか販売(セールスを含む)であるか程度である。したがって、予想とはちがって、入社してみたら毎日、コンピューターを扱う業務であったり、タイプを打つのが主な仕事であったりする。その方が雇う側も便利だという事情もあると考えられる。最近では、工業高校でもとくに(小)学科を指定しない求人、つまり工業高校なら何科でもよいという求人がふえて、その専門性を無視された工業教育担当者もなげかしている。

このようなわが国の労働慣行を無視して、いたずらにせまい職務内容に対応するような職務教育を行う多様化は、その科に在学する意義を生徒に自覚させることをも困難にする。

商業科の小学科「秘書科」もその一つである。秘書というかなり高度な判断を必要とする職務について、秘書としての身だしなみ、慶弔と贈答、会話、来客の接遇など(秘書実務)の訓練を行うことによって十分な執務のできる人間が養成されるとは思われない。したがって、この小学科を指定して秘書として求人があった例はない。

すぐ役に立つということは、同時に、すぐ役に立たなくなるという危険をはらんでいる。細分されすぎた職業訓練制度を改め、普通教育の比重を高め、ど

のような職務にも対応できるようにすべきだという考えが最近の世界的な傾向である。わが国の多様化政策がこれに逆行しているものであることは、もはや多言を要しないであろう。

また、富山県の例をみればわかるように、教育がきわめて行政の発想によって左右されていることに問題がある。富山県では、いわゆる「7・3教育体制」（職業科と普通科の生徒を7：3にする）が昭和40（1965）年にうちだされた。これは、富山県の総合計画の一環としての「人間能力開発計画」にもとづくものである。大学への進学を目標とする普通科を30%におさえ、70%は職業教育をうけさせようという計画であった。しかし、このような県民無視の政策は、強い批判のまとなり、「教育をよくする富山県民会議」の結成と運動によって修正されるようになった。

ところが、職業科をへらして普通科をふやして行く過程において特殊な小学科をふやしている事実がある。

富山北部高校の歴史をみると、昭和23年に商業高校と薬業高校が合併し、商業と薬業の二つの課程をもつ学校として出発したが、間もなく商業科のみとなった。ところが、その後再び富山の薬業界との産学協同をすすめるために薬業科をおいた。昭和40年には、商業科に生産管理（男子）、営業（女子）の2類型、薬業科にも3類型をおいた。

さらに、昭和43年になると、商業科に生産管理（男子）、商業デザイン（男女）、事務（女子）といった小学科をもうけ、薬業科も工業科にかわり、薬業経営科（男子）、薬品製造科（男女）、薬品分析科（女子）をもうけた。

このようにめまぐるしく変わったのは、職業科の中にも一流、二流、X流校があり、なんとかできのよい生徒を集めようという発想から出発したからだといわれる。⁽¹¹⁾

職業科への進学者の質の低下をさけるためとか、魅力ある学校にするとか、それぞれ小学科をもうける理由をあげているが、現在の高校がもつ構造的な危機の分析の欠落した小手先きの改革は、失敗することが明らかである。

戦後の新制高等学校成立時までさかのぼってその理念がどのように変容して行ったかの検討抜きに、現在の高校問題を論ずることはできない。

- 注(1) 横浜国立大学現代教育研究所編『中教審と教育政革』(三一書房) 225~232ページ。
(2) 全国商業教育研究会編『国民のための商業教育』(臨時増刊号)「高校商業科「小学科」制の現状と問題点を究明する」(昭和47年3月1日発行) 25ページ。
(3) 『文部広報』第256号(昭和34年10月23日発行)。
(4) 同上, 第430号(昭和41年10月13日発行)。
(5) 同上, 第448号(昭和42年8月23日発行)。
(6) 『中等教育資料』(臨時増刊)「高等学校学習指導要領」1970(昭和45)年, No. 262, 500ページ。
(7) 高校全員入学問題全国協議会編集, 小川利夫・伊ヶ崎晁生著『戦後民主主義教育の思想と運動』(青木書店) 218ページ。
(8) 同上書, 57ページ。
(9) 佐々木亨『高校教育論』206ページ。
(10) 木下春雄著『高校教育=現在の課題』(労働旬報社) 191ページ。
(11) 兵庫県商業教育研究会編(パンフレット)「商業科, 小学科制の現状と問題点」(1969年7月) 8~13ページ。

Ⅳ あとがき

高校教育は曲り角にあるといわれる。とくに職業科では、さまざまな危機的状況が生まれている。その原因をたどって行くと、能力によって異なる教育を行うべきであるという能力主義の考えが根深くわが国の教育をゆがめているように思われる。

高度に発達した日本の経済が、その人的資源を確保するために作り出した多様化路線は、自ら作った矛盾によって軌道修正をせまられている。

昭和45(1970)年に改訂された高等学校教育課程も、それが実施されて間もなく、理産審に職業教育の改善を諮問せざるを得ないようになってきている。

昭和51(1976)年に、理産審は、これに答えるため「高等学校における職業

教育の改善について」の報告を提出している。

昭和53（1978）年に発表された教育課程の改訂も、これらの一連の動きの中にある。

多様化の問題を扱うこの論文では、当然、これらの動きについて検討する必要がある。ただ、本号では、すでに予定していた枚数にも達し、これらの現在直面している問題にふれることができなかつた。継続して研究を進め発表した。また、新制高等学校成立時における理念についての掘りさげも十分できていない。この問題についても、資料を集め検討を加えて行きたい。